

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課において閲覧できます。

平成三十一年四月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年七月六日奈良県指令建第一〇〇―二一号

平成三十一年二月十八日奈良県指令建第一〇〇―二一―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十一年三月二十六日建第九三八四号

公共施設に関する工事の検査済証 平成三十一年三月二十六日建第五三六八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒郡安堵町大字岡崎二七九番一、二七九番四、二七九番五、二七九番六、二七九番七、二八一番二、二八一番三、二八一番四、二八一番五、二八二番二、二八二番五、三一六番八、三五七番一の一部、三五七番四の一部、三五七番五の一部、三五七番六の一部、三五八番三の一部、三五八番七の一部、三五八番一六の一部、三六七番一、三六七番七、三七三番一、三七四番七、三九一番一、三九一番三、三九一番六、四〇〇番一、四〇〇番二、四〇四番二、四一二番一、四二三番四、四五〇番一、四五一番四、四五二番一、四五二番四、四五四番五、四七二番一、四七二番六、四八二番二、四八三番三、四八三番五、六一〇番一、六二六番、六二七番、六二八番、六二九番、六三〇番、六三一番、六三二番、六三三番及び六三四番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒郡安堵町大字東安堵二二八番地の一

平山観光株式会社 代表取締役 平山亘

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒郡安堵町大字岡崎二七九番六、二八一番二、二八一番三、二八二番二、二八二番五、三一六番八、三五七番一の一部、三五七番四の一部、三五七番五の一部、三五七番六の一部、三五八番三の一部、三五八番七の一部、三五八番一六の一部、四七二番六及び四八三番三

緑地 生駒郡安堵町大字岡崎二七九番一の一部、二七九番四の一部、二七九番五の一部、二七九番七、三六七番一の一部、三六七番七の一部、三七三番一の一部、三七四番七の一部、三九一番一の一部、三九一番三の一部、四〇〇番一の一部、四〇〇番二の一部、四一二番一の一部、四二三番四の一部、四五〇番一、四五一番四、四五二番一の一部、四五二番四の一部、四五四番五の一部、四七二番一の一部、四八二番二、六一〇番一の一部、六二六番の一部、六二七番の一部、六二八番の一部、六二九番の一部及び六三四番の一部

水路 生駒郡安堵町大字岡崎三七三番一の一部、三九一番一の一部、三九一番六の一部、四八三番五及び六三一番の一部

一 許可番号

平成三十年九月五日奈良県指令建第一〇〇―二二三号

平成三十一年三月四日奈良県指令建第一〇〇―二二三―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十一年三月二十七日建第九三八五号

公共施設に関する工事の検査済証 平成三十一年三月二十七日建第五三六九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市畑三丁目六九一番一、六九一番三、六九一番四、六九一番五、六九一番六、六九一番七、六九一番八及び六九一番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市関屋北五丁目六番一八号

A X I X A 株式会社 代表取締役 井村章二

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市畑三丁目六九一番四

水路 香芝市畑三丁目六九一番九

一 許可番号

平成三十一年三月十一日奈良県指令建第一〇二―一九九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十一年三月二十九日建第九三八六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

檀原市東竹田町三一二番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

檀原市東竹田町四七四番地一

吉田直人